平成２５年（フ）第３０７号
大津市和邇今宿820番地　オーレス21―204号
債務者　木曽田輝子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１２号
大津市唐崎３丁目６番１―102号　レオパレス　マ・メゾンⅡ
債務者　森本　匡亮
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１９号
大津市大平１丁目５番20―306号
債務者　松尾　慶子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３４号
大津市仰木の里東７丁目15番11号
債務者　天然スクワラン滋賀こと　足立美榮子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１０号
鳥取県八頭郡八頭町南387番地
債務者　澤田　純一
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３１号
鳥取県鳥取市吉成681番地25　吉成ガーデンＢ号、旧住所鳥取県鳥取市川端１丁目119番地
債務者　増田　玲子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０９号
鳥取県米子市車尾６丁目８番10号レオパレスＴＯＰＡＺ204号、前住所鳥取県西伯郡伯耆町吉定578番地２
債務者　室田　良正
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１１０号
鳥取県米子市下新印1292番地２、前住所鳥取県西伯郡伯耆町吉定578番地２
債務者　室田美和子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第９８７号
広島市佐伯区利松１丁目26番27―306号
債務者　菅森　義治
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７号
高知県高岡郡津野町力石2800番地の１
債務者　川内　恵子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第４８号
高知県高岡郡佐川町永野1755番地１　鉢ヶ森団地１号、前住所高知県高岡郡佐川町永野2762番地３
債務者　津野　　薫
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第２５３号
福岡県久留米市田主丸町秋成1245番地２　メゾン・シャンボール104号、住民票上の住所福岡県うきは市吉井町富永586番地１
債務者　上村　　渡
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２６０号
福岡県久留米市東合川新町２番400―101号
債務者　橋本依里香
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４９９号
大分市松原町１丁目２番30号ファミール高城104、従前の住所大分市萩原１丁目２番48号第１南セメントビル205
債務者　加藤　妙子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３３３号
宮崎市高洲町120番地
債務者　佐竹　輔澄
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１２０号
鹿児島県出水市高尾野町柴引2120番地12奥田ハイツ101号、前住所鹿児島県出水市浦田町169番地１
債務者　渕上　武夫
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
鹿児島県薩摩川内市天辰町2114番地、前住所宮崎県宮崎市大字赤江1370番地１セントヒルズマリーナ宮崎弐番館209号
債務者　新盛　　聡
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係